

## 利用料金に関する Q&A

※利用料は、料金区分及び利用形態、利用状況等に応じて決定します。(利用料金表を参照)

Q1 通年利用者の場合、各長期休業期間（春、夏、冬休み）を利用しなかった月の利用料はどのように計算されますか？

A1

春・夏・冬休みなどがある月に、各長期休業期間の利用がなかった場合は、学校登校日の利用日数に応じて、1日あたり250円で計算します。

※この計算方法は、通年利用の方のみが対象です。

例

4月に春休みの利用がなく、学校登校日に10日間利用した場合

→250円 × 10日 = 2,500円

この場合の請求金額は次のとおりです。

・通年A：2,500円

・通年B：2,500円

Q2 通年Bで長期休業期間を利用しなかった場合に、学校登校日の利用日数が多い時も日額計算が適用されますか？

A2

通年Bでは、利用日数が多い場合、日額計算（250円×利用日数）よりも基本料金の方が安くなることがあります。

その場合は、基本料金が請求金額となります。

例

春休みの利用がなく、学校登校日の利用日数が13日以上の場合

→250円 × 13日 = 3,250円 > 基本料金 3,000円

基本料金の方が安いので、請求金額は3,000円です。

Q3 開設時間外（17時30分以降）に利用した場合、利用料はどうなりますか？

A3

開設時間外に利用した場合は、1日につき100円が加算されます。

例

4月に時間外利用が月2回あった場合

→100円 × 2回 = 200円加算

請求金額は次のとおりです。

- ・通年A：5,000円 + 200円 = 5,200円
- ・通年B：3,000円 + 200円 = 3,200円
- ・長期のみ利用：3,000円 + 200円 = 3,200円

Q4 長期のみ利用者が、各長期休業期間（春、夏、冬休み）にすべて半日利用だった場合、利用料はどうなりますか？

A4

長期休業期間中の利用がすべて半日利用だった場合は、利用料が減額されます。

例：春休み期間（4月）をすべて半日で利用した場合

→長期のみ利用者の場合、4月分の利用料は、3,000円の半額で1,500円です。

Q5 通年の利用者が、各長期休業期間（春、夏、冬休み）にすべて半日利用だった場合、利用料はどうなりますか？

A5

通年利用の場合は、長期休業期間以外に学校登校日の利用もあるため、単純に基本料金の半額とはなりません。月毎に定めた金額を請求します。

	通年A（半日）	通年B（半日）
4月	3,500	1,500
7月	5,000	3,000
8月	4,500	1,000
12月	4,500	2,500
1月	3,500	1,500
3月	3,500	1,500

Q6 通年の利用者が、夏休み（冬休み）のひと月分のみ半日利用だった場合の利用料はどうなりますか？

A6

春休みについては、月毎に半日利用が適用されますが、夏休み・冬休みについては、各長期休業期間中にすべて半日利用だった場合のみ適用となります。

例

・夏休み（冬休み）期間中、7月（12月）はすべて半日利用で、8月（1月）に1回でも1日利用があった場合

→半日利用の計算は適用されません。

・夏休み（冬休み）期間中、すべて半日利用だった場合

→半日利用の計算が適用されます。

夏休み（冬休み）の利用がすべて半日だった場合に適用となるため、7月（12月）分の請求は基本料金となり、8月（1月）分の請求時に半日利用分が減額されます。